7. 税金・公共料金の減免など

（１）税金の控除、減免等

①所得税・住民税（障害者控除等）

所得税・住民税の計算上、次の表に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。

種類	対象・条件		控除額	
			所得税	住民税 （市県民税）
障害者控除	本人又は同一生計配偶者又は扶養親族が所得税法上の障害者の場合 ※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が４８万円以下である人をいいます。	・一般（身体障害者手帳３級以下・療育手帳Ｂ、C・精神手帳2級以下・要介護２、３（65歳以上）など）	２７万円	２６万円
		・特別障害者（身体障害者手帳１、２級・療育手帳Ⓐ、Ａ・精神手帳１級・要介護４、５（65 歳以上）など）	４０万円	３０万円
		※なお、同一生計配偶者又は扶養親族が同居特別障害者の場合は右記の額が加算されます。	障害者 １人につき ３５万円	障害者 １人につき ２３万円
小規模企業共済等掛金控除	心身障害者扶養共済制度（心身障害者保険扶養制度）の掛金	年間に支払った掛金 （加入者負担金）	全額	全額
医療費控除	在宅療養等の介護費用（傷病により寝たきり等の状態にあり、継続的な診療を受けている障害者の場合）	サービス事業者が利用者に対して発行する領収書（医療費控除の対象となる金額が記載されているもの）が必要です。	医療費の総額から計算	医療費の総額から計算
	その他：ストマ用装具、オムツ費用などが医療費控除の対象になる場合があります。 詳しくは、税務署等にお問い合わせください。			
その他	前年分合計所得金額が１２５万円以下の障害者		―	非課税

◎実際の税額等については、次の窓口へお問い合わせください。

【窓　口】

○所得税

本庄税務署　電話　２２－２１１１

《所在地》　〒367-8691 本庄市駅南2-25-16

○住民税（市県民税）

本庄市役所課税課　電話　２５－１１２３

《所在地》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3（本庄市役所内）

②自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免

埼玉県内に住民登録のある身体障害者等をお持ちで障害の程度が一定以上の方のために専ら使用される自動車については、自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）の減免制度があります。

ただし、**障害者一人につき１台（軽自動車も含む）**で、減免額には上限があります。

自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割）は、県税となります。

詳しくは「障害者に対する自動車税（環境性能割・種別割）・軽自動車税（環境性能割）の減免について」のリーフレットをご覧ください。

◇申請に関する詳しいお問い合わせは、埼玉県自動車税事務所　熊谷支所へお願いいたします。

電話　０４８－５３２－８０１１

１．減免対象となる自動車

県内ナンバーで個人名義の自家用車です。（法人名、事業用及びリース車を除く）

障害者との関係

運転者 ＼ 納税義務者	障害者本人	障害者と同一生計の家族等	常時介護者（障害者のために常時運転する方）
障害者本人	○	○	△
障害者と同一生計の家族等	○	○	×

○　減免できます。　　×　減免できません。△　障害者の世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合は、常時介護者が運転することにより減免できます。

２．減免を受けられる障害区分及び等級

手帳の種類と障害区分			等級（障害の程度）
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器		１級、３級
	ぼうこう又は直腸、小腸		１級、３級
	体幹		１級から３級まで及び５級
	聴覚		２級、３級
	視覚		１級～３級、４級の１（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	音声又は言語機能		3級（こう頭が摘出された場合に限る。）
	平衡機能		３級
	上肢（じょうし）※主に手や腕		１級、２級
	下肢（かし）※主に足		１級から６級まで
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能	上肢	１級、２級
		移動	１級から６級まで
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能		１級から３級まで
	肝臓		１級から３級まで
療育手帳		Ⓐ又はＡ	
精神障害者保健福祉手帳		１級かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方	
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じます。詳細については、自動車税事務所に直接お尋ねください。	

※　障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。

※　障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳１～２級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳Ⓐ又はＡの方、精神障害者保健福祉手帳１級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

③軽自動車税（種別割）の減免　【市税】

通院・通学や生業等、身体障害者等のために使用される自動車については、定められた期間に申請をすることで、軽自動車税種別割の減免が受けられます。

ただし、**障害者一人につき１台（普通自動車も含む）ですので、自動車税と軽自動車税を重複して減免することはできません。**

１．減免を受けられる方

納税義務者（所有者）	運転者	減免の可否
障害者本人	障害者本人	減免できます。
	障害者と同一生計の家族 ※	減免できます。
	障害者を常時介護する方 ※	障害者のみで構成される世帯の場合、減免できます。
障害者と同一生計の家族　※	障害者本人	減免できます。
	障害者と同一生計の家族 ※	減免できます。

※　同一生計の家族が同世帯者でない場合（同一住所の家族であっても、同じ住民票に載らない場合を含む）、又は運転者が常時介護する方の場合は、**「同一生計または常時介護の誓約書」**の提出が必要です。

２．減免を受けられる障害区分及び等級

自動車税と同じ区分及び等級になります。

３．申請期限

・申請期間　納税通知書発行後（５月上旬）～５月３１日（納期限まで）

・申請場所　課税課（市役所１階）、支所市民福祉課（児玉総合支所１階）

４．手続きに必要な書類

①　軽自動車税種別割納税通知書

②　・身体障害者手帳
　　・戦傷病者手帳
　　・療育手帳
　　・精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）※

　　いずれか該当するもの

　　※該当の方は精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証の両方が必要になります。

③　運転者の運転免許証（車両を実際に使用する方のもの）

④　納税義務者の個人番号の分かる書類（マイナンバーカード等）

７．税金・公共料金の減免など（税金の控除、減免等）

⑤　軽自動車税種別割減免申請書※

⑥　同一生計または常時介護の誓約書（該当する方）※

※申請書、誓約書については申請場所の課窓口、本庄市 HP に様式がございます。

◇申請に関する詳しいお問い合わせは、課税課 諸税係へお願いいたします。

電話　０４９５－２５－１１２２

④各種税金に関するお問い合わせ窓口

◆国　税（所得税・相続税・贈与税・消費税等）

本庄税務署

《所在地》　〒367-8691 本庄市駅南2-25-16　電話 ２２－２１１１

◆市　税

①　住民税（市県民税）・法人市民税

本庄市役所課税課 市民税係　電話 ２５－１１２３

②　固定資産税

本庄市役所課税課 資産税土地係・資産税家屋係　電話 ２５－１１２１

③　軽自動車税（種別割）

本庄市役所課税課 諸税係　　電話 ２５－１１２２

④　市税の納付

本庄市役所収納課 収税係　　電話 ２５－１１２０

⑤　国民健康保険税

本庄市役所保険課 国保係　　電話 ２５－１１１６

◆県　税

（事業税・自動車税・不動産取得税等）

埼玉県本庄県税事務所　電話 ２２－６１５３

《所在地》　〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6（埼玉県本庄地方庁舎１Ｆ）

（自動車税（環境性能割・種別割）、軽自動車税（環境性能割））

埼玉県自動車税事務所熊谷支所　電話 ０４８－５３２－８０１１

《所在地》　〒360-0844　熊谷市御稜威ヶ原 701-5

◆障害者等のマル優（非課税貯蓄）制度

各金融機関等の窓口

（２）交通機関の料金割引等

①有料道路の割引

身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方は、障害の程度によって、有料道路の利用料金が次のとおり割引されます。事前に登録が必要となります。

【適用範囲】

対　象	障害程度	条　件	割引率	取扱区間
身体障害者	第１種	本人・介護者運転	50%以内	全国の有料道路
	第２種	本人運転のみ		
知的障害者	Ⓐ・Ａ	介護者運転		

【自動車の範囲】

１　身体障害者が自ら運転する場合

身体障害者が自ら運転する乗用自動車（個人名義の車に限る）で、当該身体障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が所有するもの。（身体障害者１人につき１台）

２　重度の身体障害又は知的障害のある方以外の方が運転されて障害者ご本人が同乗される場合

当該身体又は知的障害者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等、または、障害者本人を継続して日常的に介護している方が所有するもの。（身体又は知的障害者１人につき１台）

（注）自動車検査証等の氏名欄等が法人名の自動車（事業用）、レンタカー、タクシー、軽トラック、借用自動車、車検・修理時の代車等は対象外です。

【割引有効期間】

（１）　申請手続きをした日からその後の２回目の誕生日まで。有効期間が切れる前に更新の手続きが必要です。更新の申請は期限日の２か月前から行うことができます。

（２）　ETC 割引を利用されている方は割引有効期限の間近で申請されますと、各高速道路株式会社でのデータ登録の関係上、ご利用の割引が受けられない場合がありますので、必ず割引有効期限の約２週間前までには更新申請を行い、証明書を「有料道路ＥＴＣ割引登録係」に郵送してください。

７．税金・公共料金の減免など（交通機関の料金割引等）

【手続きに必要なもの】

ＥＴＣを利用しない場合	１．障害者手帳 ２．自動車検査証または軽自動車届出済証 ３．運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ）
ＥＴＣを利用する場合	１．障害者手帳 ２．自動車検査証または軽自動車届出済証 ３．運転免許証（障害者本人が運転する場合のみ） ４．ＥＴＣカード（原則として障害者本人名義に限ります） ５．ＥＴＣ車載器の管理番号が確認できるもの （ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書等）

【窓　口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 ２５－１１２５　ＦＡＸ ２３－１９６３

児玉総合支所：支所市民福祉課　電話 ７１－５８８９　ＦＡＸ ７２－１６３０

②ＪＲ運賃の割引

身体障害者及び知的障害者がＪＲ（旅客鉄道株式会社）を利用する場合、運賃が次のとおり割引になります。

種　　類	利用できる方	割引率	備考
普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	第１種障害者とその介護者	５割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 但し回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売になります。
定期乗車券（小児定期乗車券を除く。）	第１種障害者とその介護者又は 12 歳未満の障害者とその介護者	５割	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
普通乗車券	第１種、第２種障害者が単独で利用する場合	５割	片道の営業キロが１００キロを超える場合（私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。）

【窓　口】

・ＪＲ東日本 お問い合わせセンター　電話 050-2016-1600

③ＪＲ以外の私鉄運賃の割引

ＪＲ以外の私鉄についても割引制度がありますが、各社によって取扱いが異なります。詳しくは、直接各社窓口へお問い合わせください。

④バス運賃の割引

身体障害者、知的障害者又は精神障害者（要写真貼付）が、県内のバスを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が５割引になります。詳しくは、バス運転手等にお問い合わせ下さい。

⑤タクシー運賃の割引

身体障害者又は知的障害者が、タクシーを利用する場合、手帳を提示すれば運賃が１割引になります。詳しくは、タクシー運転手等にお問い合わせ下さい。

⑥国内航空運賃の割引

満１２歳以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者が、国内航空線を利用する場合、搭乗券購入の際に手帳を提示すれば運賃が割引になります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせ下さい。

【対象者】

区　分	第１種障害者	第２種障害者	精神障害者
対象者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第１種と記入されている障害者	手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第２種と記入されている障害者	精神障害者保健福祉手帳（顔写真付き、搭乗日当日に有効期間内のものに限る）を所持している方
対象年齢	満１２歳以上の方	満１２歳以上の方	満１２歳以上の方
適用範囲	本人の単独使用及び本人と同乗する１名の介護者にも適用される	本人のみ	本人の単独使用及び本人と同乗する１名の介護者にも適用される
割 引 率	航空会社で異なりますので、営業所又は代理店にお問合せください。		

【窓　口】　各航空会社営業所・代理店

⑦駐車禁止規制の適用除外

身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害のために歩行が困難と認められる方や、療育手帳の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳１級の交付を受けている方は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。

※　車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※　タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

※　この標章を使用して駐車できるのは、道路標識等により駐車禁止とされている場所で、近くに駐車場がない場合などとなっています。

【駐車禁止除外標章の交付対象となる障害の程度】

身体障害者又は戦傷病者の方			
障害の区分		身体障害の方	戦傷病者の方
視覚障害		１級から３級及び４級の１	特別項症から第４項症
聴覚障害		２級及び３級	特別項症から第４項症
平衡機能障害		３級	特別項症から第４項症
上肢不自由		１級、２級の１及び２級の２	特別項症から第３項症
下肢不自由		１級から４級	特別項症から第３項症
体幹不自由		１級から３級	特別項症から第４項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	１級及び２級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	
	移動機能	１級及び４級	
心臓・腎臓・呼吸器機能障害		１級又は３級	特別項症から第３項症
ぼうこう・直腸・小腸機能障害		１級又は３級	特別項症から第３項症
免疫機能障害		１級から３級	
肝臓機能障害		１級から３級	特別項症から第３項症

その他の障害者の方	
障害者の区分	障害の程度
療育手帳を所持している方	Ⓐ・Ａ
精神障害者保健福祉手帳を所持している方	１級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

※　使用に際しては、駐車の方法に従い、他の交通の妨害にならないよう注意してください。

◎詳細については、警察署にお問い合わせください。

【申請に必要な書類】

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は**小児慢性特定疾患児手帳**のコピー１通

【申請窓口】

申請者の住所地を管轄する警察署交通課窓口

（平日：午前８時30分～午後５時30分）

・本庄警察署　電話　２２－０１１０

・児玉警察署　電話　７２－０１１０

（３）その他の減免、割引等

①ＮＨＫ放送受信料の免除

次に該当する方は、ＮＨＫに申請すると放送受信料の免除が受けられます。

【対象者及び免除区分】

全額免除	身体・知的・精神障害者手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、住民基本台帳上の世帯員全員が市民税非課税であること
半額免除	次の方が住民基本台帳における世帯主で、ＮＨＫの受信契約者であること ・重度の身体障害（１級または２級）の方 ・視覚または聴覚障害で手帳をお持ちの方 ・重度の知的障害（Ⓐまたは Ａ）の方 ・重度の精神障害（１級）の方

【手続方法】

障害福祉課又は支所市民福祉課で申請書に証明を受け、ＮＨＫへご提出（郵送可）ください。

【申請に必要なもの】

（１）**障害者手帳**

（２）**印かん**（認印可、スタンプ印不可）

※　申請される年の１月１日時点で、本庄市に住民票がなかった方が全額免除を申請するには、１月１日時点でお住まいだった市区町村が発行する非課税証明書が必要となります。

【手続の流れ】

①　免除申請書の記入

免除申請書は、障害福祉課、支所市民福祉課にあります。

⇩

②　免除事由の証明書の交付（障害福祉課又は支所市民福祉課で交付）

⇩

③　証明を受けた申請書をＮＨＫに提出（郵送）

⇩

④　ＮＨＫで免除事由を確認のうえ、折り返し「免除受理通知書」が届きます。

【注意事項】

全額免除の場合、世帯構成員全員が市民税非課税であることが基準となるため、世帯内に未申告の方がいる場合は、申告をしてから申請してください。

【証明窓口】

本　　庁：障害福祉課　　電話 ２５－１１２５　ＦＡＸ ２３－１９６３

児玉総合支所：支所市民福祉課　電話 ７１－５８８９　ＦＡＸ ７２－１６３０

【免除申請郵送先】

NHK さいたま放送局　さいたま西営業センター　電話 049-246-３１１１

《所在地》〒350-1123　川越市脇田本町 14-23 カーニープレイス川越１F

②点字郵便物等の無料扱い

点字郵便物などは無料となるほか、心身障害者団体が発行する定期刊行物や、盲人用点字小包郵便などで減額となるものがあります。

【窓　口】

各郵便局

③携帯電話基本料金等の割引

次の方は、携帯電話の基本利用料金等が割引されます。割引の内容は、会社によって異なりますので、各携帯電話事業者にお問い合わせください。

【対象者】

（１）身体障害者手帳を持っている方

（２）療育手帳を持っている方

（３）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【窓　口】

各携帯電話事業者

④電話番号の無料番号案内

次の方は、番号案内「104 番」を利用する際、あらかじめ登録した電話番号と暗証番号を申し出ると無料になります。

７．税金・公共料金の減免など（その他の減免、割引等）

【対象者】

（１）視覚障害１級～６級の方

（２）肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）１級又は２級の方

（３）療育手帳又は精神保健福祉手帳を持っている方

（４）戦傷病者手帳（視力の障害の方は、特別項症～第６項症。上肢の障害の方は、特別項症～第２項症）

【窓　口】

受付電話番号　：　０１２０－１０４１７４（全国共通）

受付ＦＡＸ番号　：　０１２０－０００１０４（全国共通）

⑤「湯かっこ」使用料の減額・免除

障害のある方は、児玉郡市広域市町村圏組合立余熱利用施設「湯かっこ」の使用料が半額に減額されます。また、身体障害者で要介護（第１種）手帳を持っている方及び療育手帳所持者の介護者の使用料が全額免除されます。

詳細については、「湯かっこ」へご確認ください。

【対象者】

（１）身体障害者手帳を持っている方

（２）療育手帳を持っている方

（３）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

・利用時間：午前１０時～午後１０時（最終入館は午後９時）

・休 館 日：毎週月曜日（月曜日が祝日に当る場合は、その翌日）、年末年始

【窓　口】

湯かっこ　電話 ２２－８１２６　ＦＡＸ ２２－８１２７

《所在地》〒367-0024 本庄市東五十子 167-3

⑥「つきみ荘」利用料の減免

障害のある方は、本庄市老人福祉センターつきみ荘の利用料（入館料）が全額免除されます。

【対象者】

（１）身体障害者手帳を持っている方

（２）療育手帳を持っている方

（３）精神障害者保健福祉手帳を持っている方

【施設利用時間及び休館日】

・利用時間：午前１０時～午後４時

・休 館 日：月曜日(祝日の場合は開館し、翌日を休館日とする)、年末年始

【窓　口】

本庄市老人福祉センターつきみ荘　電話 ２２－３６９６

《所在地》〒367-0072 本庄市沼和田 127-1